## お知らせ

当院における、医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術の実施件数は、下記のとおりとなっておりますのでお知らせいたします。

## 令和5年1月 ~ 令和5年12月 手術の実施件数の集計期間 手術の件数 区分1に分類される手術 頭蓋内腫瘤摘出術等 〇 例 ア 1 黄斑下手術等 ( ) 例 ウ 鼓室形成手術等 〇 例 肺悪性腫瘍手術等 ( ) 工 経皮的カテーテル心筋焼灼術 〇 例 オ 2 区分2に分類される手術 手術の件数 ア 靱帯断裂形成手術等 〇 例 1 水頭症手術等 〇 例 O ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 例 尿道形成手術等 ( ) I 角膜移植術 〇 例 オ 肝切除術等 〇 例 力 + 子宮附属器悪性腫瘍手術等 〇 例 3 区分3に分類される手術 手術の件数 上顎骨形成術等 ア $\cap$ 例 1 上顎骨悪性腫瘍手術等 ( 例 バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉) O ウ 例 I 母指化手術等 〇 例 内反足手術等 〇 例 オ 食道切除再建術等 力 O 例 + 同種死体腎移植術等 0 例 区分4に分類される手術の件数 5 例 5 その他の区分に分類される手術 手術の件数 人工関節置換術 〇例 乳児外科施設基準対象手術 ( ) 例 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 10 例 冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを含む。) 〇 例 及び体外循環を要する手術 経皮的冠動脈形成術 ( ) (急性心筋梗塞に対するもの) 内訳 例) (不安定狭心症に対するもの) 例) (その他のもの) 例) 経皮的冠動脈粥腫切除術 〇 例 〇 例 経皮的冠動脈ステント留置術 内訳 (急性心筋梗塞に対するもの) ( 例) (不安定狭心症に対するもの) 例) (その他のもの) 例)